

戦後日本の中等後職業教育制度の枠組みの可能性

— 研究ノート —

佐々木享

はじめに

本稿では、日本におけるいわゆる中等後の職業教育の枠組みを、第二次大戦後中等教育と職業教育の発展の経過に即して検討し、とくにその可能性を探求してみる。

筆者は「中等後職業教育」ということばを言い出した人を知らないし、この概念規定の詳細も承知しない。元来は、第二次大戦後のある時期から、まず中等後教育ということがアメリカを中心に言い出され、やがてそのコラロリーとして「中等後職業教育」ということばないし概念が誕生したと思われる。そして、その影響を受けた日本でもかなり頻繁に用いられるようになってきたように思われる。ここでは最初に、不正確かも知れないが、筆者の理解を述べ、ついでその論点を明らかにしてみたい。

「中等後職業教育」概念についての覚書

この「中等後職業教育」なる概念の論点の一つは、いわばその前提となる「中等教育」の理解である。筆者の理解では、この概念そのものは、ラテン語、ギリシャ語の学習を教育課程中心に据える西欧に発達した古典的な中等教育（の概念）ではなく、アメリカ合衆国などに発達した初等教育から直接に接続する第二段階の教育を意味するものと理解される。「中等後」というのは、この意味での中等教育修了後のことを意味している考えられる。すなわち、西欧諸国に発達したいわゆる古典的な中等教育については、「中等後教育」などということが言われたことはないし、そのような概念は考えられないからである。

さらに、「中等後教育」の概念について言えば、これは中等教育修了後の教育を指すけれども、必ずしも高等教育を意味するものではなく、高等教育をも含むけれども、むしろ高等教育と称される教育以外の教育訓練をも幅広く含み込むところに重点が置かれる概念であることを確認しておこう。ちなみに言えば、「高等教育」なることばないし概念自体が教育を段階区分して考える甚だプラグマティックな特殊アメリカ的なものであると筆者は考える。西欧では、大学の教育を「高等教育」とは言わないのではないか。

もう一つの論点は「職業教育」の理解である。筆者の理解では、元来職業教育は、長い間、「中等教育」の課程の後に行われるべきものではなく、初等教育の課程を終えた者が初等教育に続いて受けるものであること、教育システム全体として見れば、中等教育に平行して存在するものと理解されてきたと考えられる。少なくとも旧学制期の日本ではそうであった。（ただし戦後日本では、ここにいう「初等教育」の課程は「義務教育」の課程と置き換えられて考えられてきた。）

「中等後職業教育」なる概念は、第二段階教育という意味での中等教育が大衆的に広く普及した結果、職業教育がこの中等教育を修了した者たちに課されるようになった時期に至って要求され成立したものと考えられる。この場合の「中等教育」が普通教育に重点を置くものであることは注目に価しよう。

この中等教育修了後の者に課される職業教育の内容や水準は、科学や技術の進歩の結果として職業生活が要求する教育内容が時代とともに次第に高くなった結果である場合もあるし、現実の職業生活が要求する教育内容や水準が変わったわけでもないのに、供給される労働力のほとんどすべてが中等教育修了者となったために、その職業教育制度を中等教

育修了者を前提として構築せざるを得ない場合もある。現実には截然と分かれているわけではなく、おそらくその両者を含みながら進展しているものみてよいであろう。

なおここで留意すべきは、戦後日本では前期中等教育が義務化されたために、前期中等教育に引き続いて実施されてきた職業教育（高等学校の職業学科の教育*や中学校卒業者に対する各種の職業訓練）を「中等後職業教育」とは言わないことである。換言すれば、「中等後職業教育」なる概念は、戦後日本においては、「後期中等後職業教育」というべきものである。

*ここで、高等学校の職業学科の教育を表現する用語について一言しておく。高等学校の職業学科の教育は、長い間「高校職業教育」と言いならわされてきた。少なくとも筆者はそのように称してきた。ところが、この「職業教育」なることばは甚だ人気がないとのことである。たとえば長く日本産業教育学会理事長の職にあつて 2001 年に退いた前東洋大学教授倉内史郎は、2000 年秋に名古屋大学で開催された日本産業教育学会の懇親会の席で、20 年程前に NHK 出版協会からさる書物を出版する企画に携わった際に、その書名を「職業教育」とするのは売れないので避けて欲しいと言われて変えた経験を語っていた。文部省も、こうした風潮を考慮してか、1995 年 3 月 8 日に職業教育の活性化方策に関する調査研究会が『スペシャリストへの道』を発表した頃から、職業学科を置く高等学校を「職業高校」ではなく「専門高校」と称するよう提言して今日に至っている。

また 2001 年 1 月には、行政改革の一環という意味合いもあったのであろうが、文部省初等中等教育局の職業教育課が廃止されたことは記憶に新しい。

本稿では歴史的な経過を検討するので、無用な混乱を避けるために、事柄の本質的な特徴を示していると思われる職業学科あるいは職業高校の用語で一貫させて叙述することとする。

このように考えると、戦後のある時期までの日本のように（後期）中等教育段階に高校職業学科のような職業教育を含んでいる段階には、「中等後職業教育」なる制度や概念は成立しにくいように思われる。しかしながらその日本においても、（後期）中等教育段階における職業教育の比重が小さくなり、後期中等教育修了後に職業教育を受ける者が増大してくると「中等後職業教育」なる制度や概念も現実味を帯びてくるものと理解される。

「職業教育の高等教育段階への移行」という場合の「高等教育」なる概念についても、少しばかり吟味しておく。元来「高等教育」なる概念は教育の性格や質により特徴づけられる概念ではなく、教育が行われる段階を初等、中等、高等と時期を画して考える概念であり、その意味では、高等教育は大学教育を含んではいるけれども、必ずしも大学教育のみを指すわけではないことを確認しておく必要がある。このようなことをいうのは、大学における教育は専門教育あるいは高等専門教育とは言っても職業教育とは言わなかったように思われるからである。

しかし高等教育となれば事情は異なってくる。中等教育が広く普及してくれば、この年齢段階での職業教育は大いにあり得ると考えられるからである。

戦後初期の日本の職業教育は前期中等教育の上に構築された

戦後日本の場合の上述の経過を整理してみる。

戦後の教育改革により創出された学校制度体系では、小学校に続いて 15 歳まで中学校

で課される前期中等教育は義務化された。中学校制度が確立した直後の 1950 年頃に、政令改正諮問委員会答申のように中学校の課程に職業教育を盛り込む構想も見られたが、この構想は文部省はじめ各界に受け入れられず、前期中等教育の制度は確立した。

1950 年の中学校卒業者の進路は、表 1 の如くであった。

表 1 中学校卒業者の進路 (1950 年度) 文字等は 0.8

	計	進学者	就職者	就職進学者	無業者	その他	進学率	就職率
計	1588227	612092	654980	62197	231214	27744	42.5 %	45.2 %
男	810600	344853	330400	44104	78011	13232	48.0 %	46.2 %
女	777627	267239	324580	18093	153203	14512	36.7 %	44.1 %

文部省『学校基本調査』による。

表 2 高等学校卒業者の進路 (1950 年度) 文字等は 0.8

	計	進学者	就職者	就職進学者	無業者	その他	進学率	就職率
計	253278	71574	108454	5287	57179	10784	30.3 %	44.9 %
男	191107	61150	86505	5040	29806	8606	34.6 %	47.9 %
女	62171	10424	21949	247	17373	2178	17.2 %	35.7 %

文部省『学校基本調査』による。

新教育制度の発足期には中学校に続く高等学校の大衆化も目論まれた。しかし、1950 年の中学校卒業者の進路を見ると、高校進学率は 42.5 % (男子 48.0 %、女子 36.7 %) に過ぎず、約半数は就職していた (表 1)。こうして、高等学校の教育すなわち後期中等教育を大衆的に普及させることはなお暫くの間は大きな課題であった。また同年の高等学校卒業者の進路を見ると、進学率は 30.3 %、就職率は 44.9 %であった (表 2)。進学先の大部分は大学 (短期大学を含む) であり、中等教育後の大学以外の職業教育はほとんど問題にならなかったと考えられる。

かくて戦後初期の日本では、ほとんどすべての職業教育は高等学校の職業教育、各種学校、職業訓練 [注] など、前期中等教育 (= 中学校教育) の上に構築された。すなわちこの時期の職業教育は、高等学校の職業教育のように後期中等教育 (= 高等学校教育) の中に組み込まれるか、各種学校、職業訓練などのように前期中等教育修了者対象に構築されていた。

[注] 職業訓練なる用語は、1958 年に制定された職業訓練法以後に急速に一般化したものである。それ以前は、技能 (者) 養成、徒弟訓練など多様な言葉が当てられていた。統一的用語が見られなかったところに、このシステムの不安定さが如実に現れていた。これらの用語については、筆者を代表者とする平成 6 年度の科研費の報告書『学校の技術・職業教育と学校外の職業教育・訓練の関係についての国際比較研究』に収録した筆者の「現代日本の技術教育・職業教育の概要――技術教育・職業教育の用語に関する覚書」を参照。

なお労働省は、その後職業訓練法をその名称を含めて職業能力開発促進法と全面改定した。しかし研究者の間では今日なお職業訓練なる用語 (概念) が用いられて

いるので、筆者もこれにしたがうこととする。

後期中等教育後の教育は、大学、短期大学がそうであったように、ほとんどすべてが高等教育ないし高等専門教育として位置づけられた。とくにこの点で、学校教育法の上では暫定的な位置しか与えられていなかった短期大学の地歩が恒久化された意義は重要であった。

後期中等教育における職業教育

戦後日本においては、その初期には、高校職業教育の制度すなわち職業教育を後期中等教育の枠組みの中に位置づける制度が定着した〔注 1〕。かくて職業学科の生徒数は 1960 年代までは全高校生の 40 %前後を占めていた。高校職業教育の制度についてはよく知られているのでここではこれ以上触れない〔注 2〕。

〔注 1〕 当初の学校教育法は、高等学校について、本科そのものについても、「但し、特別の技能教育を施す場合」「には、その修業年限は、三年を超えるものとすることができる。」(第四十六条)として通常の 3 年(定時制課程では 4 年)以上の長期とする課程を置き得ることを規定していた。ただし、現実には、このうち通常の課程を 3 年以上とすることを認める制度的枠組みは 1950 年の学校教育法改正により削除されて日の目を見なかった。この点についての詳細は、三羽光彦『六・三・三制の成立』(1999 年、法律文化社、286 頁)を参照。

〔注 2〕 ただし、日本教育史のいわゆる通史的研究の中で触れているもの、工業高等学校長協会など個別の職業高校の校長会による歴史などを別とすれば、高校職業教育の史的研究は意外に少ない。工業教育については、拙稿「工業高等学校の隆盛と衰退」『産業教育学研究』第 30 巻第 2 号、2000 年 7 月、20～26 頁を参照。

こうした中で、他面で 1961 年に制度化された企業内職業訓練と高等学校の定時制・通信制との連携は制度の発足期に大企業で実施され始めたが、その後拡充されなかったこと〔注〕、職業訓練を後期中等教育たる高等学校制度に組み込むという 1960 年代の神奈川県立技術高等学校のような試みが成功しなかったこと、1960 年代後半に日経連の提起を承けた理科教育及び産業教育審議会のいわゆる学科多様化答申が提起した技能教育中心の学科が一つも実現を見なかったことなどは、職業訓練の位置づけを考える上で興味深い。

〔注〕 原正敏「産学連携と技術教育」(『教育学全集 14 教育と社会』1968 年、小学館)を参照。

低い水準の職業教育――高等学校の別科

職業教育の内容やその水準は元来教育制度に規定されるのではなく、基本的には現実社会の職業生活に規定されるものである。その意味では、すべての職業教育を高等学校の職業学科の枠組みのみで考えることには無理がある。実際、広い意味での職業教育には、いわゆる職業訓練の枠組みや各種学校の枠組みで実施されるものも少なくなかった。

こうした事情を勘案したためであろうが、日本では戦後改革により創出された高等学校については、本科の他に、全日制でいえば修業年限 3 年である本科より短期間で職業教育を施す別科の課程が制度化された。しかし、「高等学校設置基準」はこの別科については、何ら規定しなかった。別科は、高等学校発足当初はかなりの量を占めたが、その後急速に衰退して、1960 年代にはすでにその存在すらあまり知られなくなった。(残念ながら、別科の実態に関する研究は知られていない。)

表3 高等学校の別科の変遷

	学 校 数				生 徒 数			
	計	全日制	定時制	併置	計	国立	公立	私立
1948					18066	33	9701	8322
1949					25363	373	13334	11656
1950					22582	327	12109	10146
1951					21431	323	10330	10778
1952					22765	262	11869	10634
1953					22767	280	12462	10025
1954					16608	229	9127	7252
1955					16790	234	9311	7245
1956					13903	230	6738	6935
1957					12634	219	5522	6893
1958	160	88	50	22	11138	224	4988	5926
1959	164	105	52	7	10729	230	5184	5315
1960	171	95	65	11	9386	210	5178	3998
1961	166	84	72	10	7940	211	5346	2383
1962	132	69	56	7	6695	200	4437	2058
1963	114	53	53	8	6200	170	3744	2286
1964	96	45	44	7	5102	120	3096	1886
1965	79	36	35	8	4076	162	2670	1244

文部省の『学校基本調査』による。

高等学校の専攻科

高等学校の専攻科は、制度上は高等学校の一環とされているが、(実質的に公立予備校の役割を果たしている鳥取県の公立高等学校普通科の上に開設されている専攻科をのぞき) 実質的には中等後職業教育を担っていると理解される。

高等学校の専攻科は、2000年現在125校(本校121、分校4)に設置されている。その内訳は、国立1、公立73、私立51である。109校と大部分は全日制であるが、定時制3校、併置制13校である。

表4 高等学校の専攻科の変遷

	学 校 数				生 徒 数			
	計	全日制	定時制	併置	計	国立	公立	私立
1949					749		199	551
1950					1501		720	781
1951					1357	19	484	854
1952					2175	245	452	1478
1953					2508	247	448	1811

1954					2838	553	481	1804
1955					2596	864	663	2069
1956					3934	1115	782	2037
1957					3262	953	771	1538
1958	101	85	6	10	3375	978	1046	1351
1959	108	101	5	2	3876	992	1359	1525
1960	112	106	3	3	4085	996	1470	1619
1961	112	107	3	2	4253	1028	1460	1765
1962	110	106	3	1	4443	1011	1576	1856
1963	103	99	3	1	4550	1007	1700	1843
1964	99	92	4	3	4131	927	1668	1536
1965	99	91	5	3	4149	987	1763	1352

文部省の『学校基本調査』による。

残念ながら、最近の「学校基本調査」には生徒数等は示されていない。管見の限り、専攻科については実態調査も知られていない [注]。

[注] 全国農業教育研究会『会報』第 169 号 (2002 年 1・2 月号) の記事によると、2001 年 7 月末に全国農業特別専攻科協議会が盛岡で開催されたという。この種の組織は他の学科にも存在すると思われるので、機会をみて調査したい。

最近の専攻科を学科別に見ると最も多いのは、衛生看護科で准看護婦の資格を取得した者に看護婦資格を取得させることを目指している衛生看護科の専攻科で約半数を占め、水産科、農業科、工業科などがこれに次いでいる。

職業教育の位置づけの狭間にある看護婦・准看護婦養成

戦後日本の看護婦 (男性の場合は看護師) 養成教育は、日本における職業教育の位置づけの曖昧さを象徴していたように思われる [注]。

[注] 看護婦養成については、さしあたり、平尾真智子『資料にみる日本看護教育史』(1999 年、看護の科学社) を参照。

准看護婦 (旧乙種看護婦) 養成は前期中等教育修了者を対象とし、看護婦養成は後期中等教育修了者を対象とした。その意味で准看護婦養成は、職業教育の制度的枠組みを前期中等教育の上に構築していた典型の一つであった。実際、1963 年以降には、神奈川県立二俣川高校を皮切りに准看護婦養成は衛生看護科として高校教育制度の中に組み込まれ、むしろ以後拡充された。

この准看護婦の制度自体を廃止すべきだとする声は早い時期から各方面からだされている。それにもかかわらず医師会などの反対で、21 世紀初頭の今日なお廃止に至らない。すなわち前期中等教育後の職業教育は 21 世紀初頭にもなくなっていないのである。

看護婦養成の学校制度上の位置付けは、単純ではなかった。看護婦養成を後期中等教育修了者を対象として実施する枠組みは戦後当初に作り出された。しかしそのための教育システムに要求される基本的条件は、厚生省の指定を受けることであった。従ってこの要件を満たすならばどんな施設でもよいのだから、当初から各種学校であったり、短期大学あるいは 4 年制大学の学部教育であったりした。つまり看護婦養成は高校教育後の職業教育

であると同時に高等教育としても行われていた。(看護婦養成のこの枠組みは、20世紀末から21世紀初頭にかけて国公立大学における看護婦養成施設のほとんどが学部となり、公立の看護大学が叢生している今日においても基本的に変わらず、一部にはなお各種学校として看護婦養成をしている施設さえ見られる。)

ここには日本における中等後職業教育の典型が見られるように思われる。

高等専門学校制度化

1961年に制度化された5年制の高等専門学校は、高等教育機関として位置づけられている。すなわち、前半3年間は高等学校と同年齢であるにもかかわらず中等教育とは見なされない。またこの学校は、概念としては高等教育機関とされているが、学部自治=教授会自治をもたないので大学とは見なされない。その意味で、高等教育機関=大学ではないことを例証した最初の極めて特徴的な教育機関である。

高等専門学校は、1962年に19校(国立12、公立2、私立5)、1965年には54校(国立43、公立4、私立7)、1970年には60校(国立49、公立4、私立7)、1975年には65校(国立54、公立4、私立7)となり、以後ほとんど増加しなかった。その大部分は法律制定後に新設された国立学校で、公立・私立の高等専門学校の数は極めて少ない。

2000年現在の高等専門学校計62校の設置者別うわけは、国立54、公立5、私立3、である。私立の高等専門学校は極めて少ない。これはいわゆる一条校には他に見られない異例な特徴で、高等教育機関とされながら高等専門学校の比重が小さい原因がここにある。

表5 高等専門学校の設置者別学生数(2000年現在)

	計	国立	公立	私立
計	56714 (100)	49897 (88.0)	4556 (8.0)	2261 (4.0)
男	46090	40421	3644	2025
女	10624	9476	912	236

文部省『学校基本調査』による。

なお、そのすべてが専攻科を持っていた国立の商船高等学校5校と電波高等学校は、「昇格」して高等専門学校となった。ここには、高等学校の専攻科の一つの特徴が示されているように思われる。

中等職業教育と中等後職業教育が併存する時代へ

高校進学率が急上昇して後期中等教育が実質的に大衆化すると、日本においても、職業教育を後期中等教育後に構築することが課題となってきた。(高校進学率の全国平均が90%を超えるのは1973年であった。)しかし日本では、職業教育は高校職業教育すなわち中等職業教育と中等後職業教育とが併存する時代が長く続く。

すなわち、①衰退してきたとはいえ高校職業学科の教育は存続しており、この面からみても、職業教育のすべてが中等後になるとは考えられない。

②公共職業訓練(のち職業能力開発)が中卒課程と並べて高卒課程を制度化するのは後述のように1960年代後半であるが、後者を主体とするのはずっと後である。

③企業内教育が高校卒業者を受け入れ始めるのは1960年代後半あるいは1970年代に入

ってからだった。1970年代初頭に筆者が依田有弘氏らとともに全国の手鉄鋼産業の企業内教育の実態調査をした時は、まだ中卒訓練が主体であった〔注〕。

〔注〕日本鉄鋼産業労働組合連合会『最近の鉄鋼産業における職業訓練』（1973年5月）を参照。

④准看護婦養成が依然として中学校卒業を入学資格としていることは前述した。

中等後職業教育の制度化――専門学校制度の創出

1975年に専修学校法（正確には学校教育法の一部改正）が成立し、翌1976年から専修学校制度が発足した。専修学校には、中学校卒業を入学資格とする高等課程、高等学校卒業を入学資格とする専門課程（専門課程のみを置く専修学校は専門学校と称することができる）、入学資格に学歴を問わない一般課程とがある。その多くは職業教育を課している。

日本において「後期中等後の職業教育」を初めて明確に制度化したのは、この専修学校とくにその専門課程＝専門学校の創出であった〔注〕。

〔注〕中学校卒業を入学資格とする専修学校高等課程はその後依然として存続しているため、この面からみても、前期中等教育後の職業教育の制度がなくなったわけではないことがわかる。

韓民によれば、文部省内にはかなり早い時期から後に専修学校制度に結実する構想はあったが、種々な事情のために日の目を見るに至らなかった。しかし1970年代に入り、各種学校のうちの充実したものを各種学校の枠組みから切り離して制度化することを求める経営者団体の要求と後期中等教育や高等教育の多様化を目論む文部省の政策的な企図が合致したところに専修学校法が成立したものとされる〔注〕。

〔注〕韓民『現代日本の専門学校』（玉川大学出版部、1996年）

専修学校が制度化されたことにより、その専門課程は後期中等教育後の職業教育機関として急速に成長したことはよく知られている。しかしそれにも関わらず、専修学校がいわゆる一条校ではなく、一条校の枠組みの外に制度化されたこと、表6～7に見られるように職業教育を実施していると思われる専修学校（専門課程）のうち私立学校が93%に達しているところに日本における中等後職業教育の特徴が示されている。他面でそれ故に、今日なおこの制度に社会的威信の低さがあることは争えない。

中等後職業教育の拡充――専門学校の拡大

新学制の専門学校は、当初は従前の各種学校から分離独立する形で発足した。そのことは、専門学校の発足と同時に各種学校の生徒数が激減したことからも裏付けられる。しかし、やがて初めから専門学校として出発する学校が増加し、1980年代には、高等学校卒業者の進路としては、専門学校への進学者は早くも大学・短期大学進学者や就職者と並ぶ地歩を占める程に急成長するに至った。

かくて日本の中等後職業教育は、主として専門学校（＝専修学校の専門課程）の教育として発展したといえる。

しかし、専門学校の設置者別の内訳を見ると、国立公立の施設が非常に少ない。この専門学校はいわゆる一条校ではなく、その設置者は学校法人たることを要しない。

表6 専修学校（専門課程）の設置者別生徒数（2000年度）

計	国立	公立	私立	計のうち昼間
---	----	----	----	--------

計	637308 (100)	14872 (2.3)	31326 (4.9)	591110 (92.8)	595530 (93.4)
男	284704	1303	2507	280894	265343
女	352604	13569	28819	310216	330187

文部省『学校基本調査』による。

表7 専修学校（一般課程）の設置者別生徒数（2000年度）

	計	国立	公立	私立	計のうち昼間
計	44639 (100)	123 (0.3)	71 (0.2)	44445 (99.6)	41789 (93.6)
男	30610	28	8	30574	29647
女	14029	95	63	13871	12142

文部省『学校基本調査』による。

もう一つの中等後職業教育――職業能力開発短期大学校

専修学校以外の中等後職業教育としては、近年の「学校基本調査」が「公共職業能力開発施設」とくくっている労働省所管の公共職業訓練施設が注目される。

元来、労働省所管の公共職業訓練施設は1958年の職業訓練法により、それまでの技能教育施設を整頓・整備したものであるが、職業訓練法制定当時は都道府県立の訓練施設も労働福祉事業団立の施設も中学校卒業者を受け入れる養成訓練を主体としていた。1960年代後半に至りようやく高等学校卒業者を受け入れる二類訓練が制度化された。

労働省所管のこれら公共職業訓練施設の一部は、専修学校制度にやや遅れて、1975年度から高等学校卒業を入学資格とする職業能力開発短期大学校あるいは職業能力開発大学校に転換した。（雇用促進事業団が設置していたその他の訓練施設は、技能開発センターという地域の中小企業へのサービス機関となった。地方自治体が設置する職業訓練施設は名称は区々であるがなお存続している。）

1986年以降には、都道府県立の職業訓練施設の他、有力な企業内職業訓練施設も職業能力開発短期大学校と改組したことが知られる（表8における認定職業訓練短大に含まれる）。

労働省所管の職業能力開発短期大学校あるいは職業能力開発大学校は、20世紀末に至り、それぞれ職業能力開発大学校あるいは職業能力開発総合大学校に転換した。

しかし、いずれにしても、表8に見られるように、職業能力開発短期大学校あるいは職業能力開発大学校の数は極めて少なく、したがって中等後職業教育の中での比重は小さい。また企業内の教育訓練は依然として高等学校卒業を入職させることを前提としており、企業内の職業能力開発短期大学校が大学校に転換する動きは見られないようである。

表8 職業訓練短大等の施設数の変遷

年度	認定	県立	団立			
			短大	大学校	大学校附属	総合大東京校
1975 (昭和 50)			1			
1976 (昭和 51)			1			

1977 (昭和 52)			1			
1978 (昭和 53)			2			
1979 (昭和 54)			2			
1980 (昭和 55)			3			
1981 (昭和 56)			6			
1982 (昭和 57)			7			
1983 (昭和 58)			9			
1984 (昭和 59)			11			
1985 (昭和 60)			12			
1986 (昭和 61)	1		13			
1987 (昭和 62)	6		14			
1988 (昭和 63)	9		15			
1989 (平成元年)	10		17			
1990 (平成 2 年)	12		19			
1991 (平成 3 年)	13		20			
1992 (平成 4 年)	19		23			
1993 (平成 5 年)	19	1	25			(平成 5 年度より団立は「能開短大」となる)
1994 (平成 6 年)	23	1	26			
1995 (平成 7 年)	24	3	26			
1996 (平成 8 年)	26	3	26			
1997 (平成 9 年)	28	5	26			
1998 (平成 10 年)	29	6	26			
1999 (平成 11 年)	29	7	19	3	3	1
2000 (平成 12 年)		7	10	7	8	1
2001 (平成 13 年)		7	* 3	10	12	1

* 3 校のうち、港湾短大の横浜と神戸を合わせて 1 校と数える。他の 2 校（茨城と群馬）はセンターへ転換の予定。

田中萬年氏のご教示による。

文部省以外の省庁所管の研修機関

文部省以外の省庁や都道府県などの地方自治体が所管する（以下ではこれらを「各省庁所管の研修機関」と省略する。）研修機関も少なくない。量的に最も多いのは防衛庁所管の施設で防衛大学校、防衛医科大学校をはじめとする自衛隊の各術科学校であるが、これらは軍隊の学校なので以下では取り敢えず除外して考える。

各省庁所管の研修機関は、(i) 厚生労働省所管の職業能力開発大学校や国土交通省所管の航空大学校、地方自治体が設置している農業大学校などのように一般の者から入学者（あるいは入所者）を公募する施設と、(ii) 海上保安庁所管の海上保安大学校などのようにその入学試験が同時に公務員としての採用試験となっている施設、(iii) 警察大学校、税務大学校などのようにすでに公務員として採用されている者に対する現職研修施設とに大別することができる。いずれも職業教育施設として重要な役割を果たしているが、本稿

で対象とすべきものは (i) に属する施設である [注]。

[注] 明治期から教育施設に関する文部省と文部省以外の省庁との所管争いが絶えなかったが、当該省庁の職員養成機関以外の施設はおおむね文部省所管となり、第二次大戦末まで各省庁が所管するその省庁職員以外の者に対する教育施設となっていた施設としては、農林省所管の水産講習所、運輸省所管の高等商船学校や中央無線電信講習所などがあったが、これらは戦後の教育改革の際にそれぞれ文部省所管の東京水産大学、商船大学、東京電気通信大学として再編された。

この分野の研修機関に関する研究は甚だ遅れている [注]。厚生労働省所管の職業能力開発大学校については別項に述べたように、高等学校卒業を入学資格とするようになったから、中等後職業教育の一つの典型といえる施設となった。地方自治体が設置する農業大学校なども入学資格を高等学校卒業とするようになったと思われる。

[注] 取り敢えず、市川昭午編『大学校の研究』(1993年、玉川大学出版会)を参照。

短期大学の位置—その変化の可能性

短期大学は、1950年の学校教育法一部改正により恒久的な学校制度として位置づけられた [注]。

[注] 短期大学の発足については、海後宗臣・寺崎昌男『大学教育—戦後日本の教育改革9』(1969年、東京大学出版会)の「第3章 短期大学」を参照。

国立、公立の短期大学は学校数で15%、学生数では9%とその比重は極めて小さいので、短期大学を一般的に論ずるのではなく、その大多数を占める私立短期大学について議論する必要がある。

周知のように、高等専門学校の制度化あるいは専修学校の制度化にあたり、つねに関わり合いが問題となった(露骨に言えば障碍になった)のは、私立短期大学の存在であった。

私立短期大学の大部分は女子のみのもので構成され、そのため女子に対する教養教育機関としての色彩を濃くもっていた。職業教育機関としての役割は、看護婦養成、保育者養成、栄養士養成など極めて僅かな分野に限定されていたといえる。

学校数でみると、この10年間に国立の短期大学は1990年の41校から2000年の20校へと半減した。公立・私立の短期大学は学校数では安定しているかに見えるが、表10に見られるように、学生数はこの間に約48万人から33万人へと激減した、いわゆる18歳人口の減少期を迎えて、その影響をいわばもろに受けたわけである。

表9 設置者別短期大学数の推移

区分	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000 (比率)
計	593	592	591	595	593	596	598	595	588	585	572 (100)
国立	41	41	39	37	36	36	33	29	25	23	20 (3.5)
公立	54	54	53	56	56	60	63	62	60	59	55 (11.4)
私立	498	497	499	502	501	500	502	504	503	503	497 (86.9)

文部省の「学校基本調査」による。

表10 設置者別短期大学の学生数の推移

区分	1990	1995	2000 (比率)	男	女 (女子の比率)
----	------	------	-----------	---	-----------

計	479389	498516	327680 (100)	33990	293690 (89.6)
国立	18510	13735	7772 (2.4)	1314	6458 (83.1)
公立	22647	24134	21061 (6.4)	2018	19043 (90.4)
私立	438232	460647	289847 (88.5)	30658	268189 (92.5)

文部省の「学校基本調査」による。

20世紀末に日本が18歳人口の減少期に入ったことは各方面に大きな影響を与えている。それは大学、短期大学、専門学校のすべてに及んでいるが、中でも短期大学は4年制大学入学者の増大と裏腹に入学者が減少し、その存在は危機にさらされている。4年制大学に改組することで生き残りを図っている学校が多いといわれる。

短期大学は、制度としては大学の一環として位置づけられている。このことは、短期大学の社会的威信を高める上で大きな役割を果たしてきたが、他面で短期大学を職業教育機関たらしめる上では障碍になっていたことも否めない。ここに、中等後職業教育を制度化する構想の難しさが胚胎しているように思われる。

短期大学がその発足初期にもっていた女子の教養教育機関としての役割を次第に失いつつあることは否めない。こうした状況の下でなお短期大学が存続して行ける可能性がある選択肢の一つは、職業教育に徹することなのではなかろうか。事実、こんにちなお存続している女子短期大学は職業教育機関としての色彩を急速に強めており、またその方向を選択しているといえるのではないだろうか。

大学の位置――その変化の可能性

大学は、表11に見られるように、ここ10年間だけでも急速な拡張を遂げ、1990年の507校から2000年の650校と143校増加した。増加したのは国立大学は3校に過ぎず、公立大学33校、私立大学107校である。その結果学生数も表12に見られるように、1990年の約213万人から2000年の約274万人へと約61万人増加した。

すべての大学が教育体系上は依然として等しく大学であることに変わりはないが、いわゆる難関大学などを選ばなければ、いずれかの大学にはほとんど無選抜で入学できる状況が生まれはじめている。大学そのものが多様化している事実はや覆うべくもない。

表11 設置者別大学数の推移（短期大学をのぞく）

区分	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000 (比率)
計	507	514	523	534	552	565	576	586	604	622	650 (100)
国立	96	97	98	98	99	99	99	99	99	99	99 (15.2)
公立	39	39	41	46	48	52	53	57	61	66	72 (11.2)
私立	372	378	384	390	406	415	425	431	444	457	479 (73.4)

文部省の「学校基本調査」による。

表12 設置者別大学の学生数の推移（短期大学をのぞく）

区分	1990	1995	2000 (比率)
計	2133362	2546629	2740023 (100)

国立	518609	598723	624082 (22.8)
公立	64140	83812	107198 (3.9)
私立	1550613	1864114	2008743 (73.3)

文部省の「学校基本調査」による。

ダブルスクール

大学に籍をおきながら専修学校に通ういわゆるダブルスクールはかねてから話題になっていたが、一部の大学では近年大学として専修学校と連携してダブルスクールを積極的に援助するようになった。こうして、少なからぬ大学は実質的には後期中等教育後の職業教育機関としての役割を果たしはじめていると見てよいのではなかろうか。

おわりに――戦後日本の中等後職業教育制度の枠組みの可能性

おわりに、2000年3月の高等学校卒業者の進路を「学校基本調査」により確認しておく(表13)。

表13 高等学校卒業後の進路(2000年3月) 文字・数字は0.8

	計	大学等進学者	専修学校 (専門課程) 進学者	専修学校 (一般課程) 等進学者	公共職業能 力開発施設 等進学者	就職者	左記以 外の者	死亡・不 詳の者
計	1378902 (100)	599747 (43.5)	228672 (16.6)	115512 (8.4)	10192 (0.7)	241703 (17.5)	132456 (9.6)	620 (0.2)
男	661535 (100)	281958 (42.6)	99558 (15.0)	74877 (11.3)	7895 (1.2)	136019 (20.6)	60957 (9.2)	271 (0.04)
女	667367 (100)	317789 (47.6)	129114 (19.3)	40635 (6.1)	2297 (0.3)	105684 (15.8)	71499 (10.7)	349 (0.05)

文部省の「学校基本調査」による。

この「学校基本調査」によれば、同年の(短期大学を含む)大学等進学率は45.1%(男子42.6%、女子47.6%)、就職率は18.6%(男子20.7%、女子16.5%)である。高等学校卒業者の進路としては、大学進学が43.5%と圧倒的比重を占めていることがわかる。

また、この「学校基本調査」によれば、現代日本の中等後職業教育は専修学校(専門課程)、専修学校(一般課程)、公共職業能力開発施設で実施されていると考えられ、これらに進む者は計354,376名で、これは高等学校卒業者の25.7%に達している。表6~7に見られるようにその大部分は、その設置者が必ずしも学校法人たることを要しない専修学校で実施されている。すなわちここでは公共性が担保されていないことに注目しないわけにはいかない。換言すれば、現代日本の中等後職業教育においては、公共セクターが著しく小さいことが特徴となっている。

高卒者の約48%が進む大学・短期大学の中で実質的に中等後職業教育の役割を担う部分が増加しつつあるところに、現代日本の中等後職業教育の特質があるのかも知れない。

[付記] 本稿をまとめる段階で、私事で恐縮だが、家人の入院・手術などのことが重なり、時間的余裕を持てなかったため、いつもに増して粗雑な草稿になったことをお詫びする。